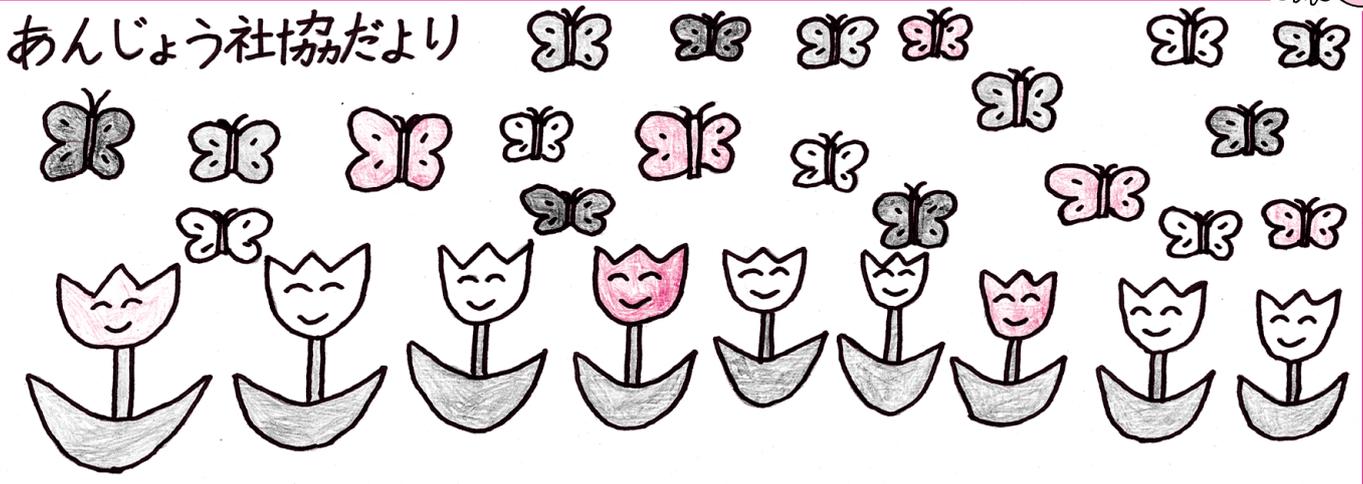




ハートン



福祉サービスの利用に関することや 日常生活に不安を抱えている人はいませんか？

福祉サービスの
利用



郵便物や
書類の管理



通帳や
印鑑の管理



お金の管理

安城市社協では、ひとりで福祉サービスの利用について判断したり、お金の出し入れや書類の管理を行うことに不安を抱えている人が、安心して自立した生活を送れるよう支援するための「日常生活自立支援事業」を行っています。

判断能力に不安のある人が適切な福祉サービスを利用できるよう支援し、日常的な金銭管理などを行います。

特集ページでは安城市社協が行っている「日常生活自立支援事業」を紹介します。

'22 3/1 第156号

編集と発行／社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
〒446-0046 安城市赤松町大北 78 番地 4 (社会福祉会館内)
TEL 0566(77)2941・FAX 0566(73)0437
E-mail syakyo@city.anjo.aichi.jp <https://www.anjo-syakyo.or.jp/>



安城市社協
ウェブサイト



安城市社協介護予防
チャンネル(YouTube)

特集 日常生活自立支援事業ってなに？

～日常生活自立支援事業ってなに?～

*どんなサービス?

安城市社協が行う権利擁護支援*のひとつで、以下のサービスを行います。

●福祉サービスの利用援助（福祉サービスを利用するお手伝い）

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い手続きを支援します。

●日常的金銭管理サービス（生活のためのお金の出し入れ）

預金の払い戻しや公共料金などの支払いを支援します。

●書類などの預かりサービス（重要な書類の預かり）

預金通帳や印鑑、年金証書など重要物の保管を行います。

※権利擁護支援…精神的な疾患や認知症などが原因で、契約などの場面で困っているときに、本人にとってより適切な決定ができるように手助けをすること。



*利用できる人は?

認知症高齢者や、知的障がい・精神障がいのある人などが利用できます。

*サービス利用までの流れは?

- ①ご本人や親族、福祉関係者などへ制度の説明を行い、制度利用の意向を確認します。
- ②安城市社協の職員がご自宅を訪問し、ご本人の契約能力を確認します。
- ③愛知県社協が行う契約締結審査会^{ほか}に諮ります。
- ④審査会で承認されると、ご本人、安城市社協、愛知県社協の3者で契約を結び、安城市社協の職員がご本人のご希望に沿った支援計画を作成します。
- ⑤支援計画に基づき、サービスを開始します。



*利用料はかかる?

毎月、サービスの内容に応じて利用料をいただきます。

- 福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス 1回1,200円（生活保護受給者は無料）
- 書類などの預かりサービス 年間3,000円（月額250円）

4月の相談窓口

名称(場所)	ボランティア相談(社会福祉会館)	専門職による後見制度市民相談(社会福祉会館)
日時	毎週(火)～(土) 午前9時～正午、午後1時～5時	4月9日(土)・27日(水) 午後1時30分～3時
対象	ボランティア活動してみたい人・依頼したい人、団体	市内在住で後見制度の利用を検討している人
予約	不要	期間⇒相談日の前々日まで(要予約・先着2名) 受付⇒午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ	安城市ボランティアセンター ☎77-2945	生活相談係 ☎77-0284

* 誰が、どんな困りごとを相談できるの？

ご本人のほか、親族、ケアマネジャー、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などを通じて相談が寄せられることも多くあります。相談内容の一例をご紹介します。

相談①

認知機能が低下している高齢のAさん。入浴がひとりではできなくなってきたので、入浴の機会を確保したい。福祉サービスを利用したいが年金収入しかないので、公共料金の支払いや生活費が足りるか不安になっています。

相談②

知的障がいのあるBさん。年金収入はあるけれど、計画的な買い物ができず、次の年金受給日までに食費が足りなくなってしまう、離れて暮らす娘や近所の人に頻繁にお金を借りに来て周囲の人が困っています。

相談③

認知症高齢者のCさん。福祉サービスの利用料金や公共料金などを滞納し、電気やガスが停止寸前に。郵便物も開封されず山のようになっています。年金証書などの重要書類も見当たりません。

* 具体的な支援方法は？

支援計画に基づき、生活支援員がご本人のお手伝いを行います。支援方法の一部を紹介します。
※ご本人の状況により支援内容や方法は異なります。

相談①の支援方法

Aさんと担当のケアマネジャーと一緒にデイサービスの利用料を試算し、生活費が足りることを確認します。本人同意のうえで福祉サービスの利用手続きと利用料の支払いを支援します。

相談②の支援方法

Bさんに1週間分ずつ生活費をお渡しします。臨時出費が発生したときは、必要な金額を担当の相談支援専門員や関わっているヘルパーなども交えて相談しながら決めてお渡しします。

相談③の支援方法

Cさんの代わりに郵便物を確認し、支払い漏れのないよう各種支払いを済ませ、請求書や領収書を保管します。また重要な書類も保管し、提出物はケアマネジャーなどと協力して作成します。

利用者の声

ひとりでは金銭の管理や重要書類の管理に不安が大きかったけれど、安城市社協の職員さんが支えてくれるので不安が少なくなりました。困ったことがあれば、すぐに相談できるので心強く、精神的にもゆとりができています。



安城市社協が行う権利擁護支援は他にも

判断能力が低下しご本人の意思確認ができない場合は「成年後見制度」の対象となります。「成年後見制度」は、判断能力が低下した人の金銭管理や必要となる契約行為などに際して、本人の代理として手続きを行ったり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担っています。安城市社協では、成年後見制度に関する相談や啓発、法人受任を行っています。

詳細については生活相談係にお問い合わせください。 **問** 生活相談係 ☎(77) 0284

4月の相談窓口

名称(場所)	心配ごと相談(※改修工事のため社会福祉会館)	障害者更生相談(※改修工事のため社会福祉会館)
日時	毎週(火)~(土) 午後1時30分~4時(4/29除く)	4月14日(木) 午後1時~4時(毎月第2木曜日)
対象	市内在住の人	市内在住の身体障がいのある人・知的障がいのある人および介護者
予約	不要	期間⇒相談日の前々日まで(要予約・先着6名) 受付⇒午前8時30分~午後5時15分
問い合わせ	地域福祉係(社会福祉会館内) ☎77-7889	総合福祉センター(社会福祉会館内) ☎77-7888



■期間・日時 ■場所 ■内容 ■講師・指導 ■対象・資格 ■定員・募集人数 ■費用・受講料等
 ■持ち物 ■申込方法等 ■問い合わせ先 ■その他 ※「対」どなたでも ■特になし ■無料」の場合は記載を省略

手話講座

聴覚障がいのある人の生活や抱えている課題などを学ぶとともに、手話で日常会話ができることを目指します。

■5月11日（水）～令和5年3月8日（水）の毎週水曜日（全40回）

（8月10日、11月23日、12月28日、1月4日を除く）
 午前10時～正午

■場 社会福祉会館

■対 市内在住または在勤の人

■定 20名（初心者優先で先着順）

■費 3,300円（テキスト代）

■申 3月2日（水）から3月31日（木）までの午前9時から午後3時まで、社会福祉会館窓口にて受付。（日・月・祝日は除く）

■他 託児を希望の方はご相談ください。

■問 障がい支援係 ☎（77）3121



ご寄付いただきました

みなさまの心温まる善意にお礼申し上げます。

■安城善意銀行／福祉基金

（12月分受付順／敬称略）

安祥福祉センター利用者▷小川欣一▷西部福祉センター利用者▷明祥プラザ利用者▷愛知県経済農業協

同組合連合会西三河地域担当▷北部福祉センター利用者▷中部公民館利用者▷作野公民館利用者▷中部福祉センター利用者▷東部公民館利用者▷作野福祉センター利用者▷JAあいち中央産直センター安城桜井▷JAあいち中央産直センター安城東部▷桜井福祉センター利用者▷北部公民館利用者▷デンパークパン工房▷デンパークふるさと館▷デンパークトレッタテ市場▷道の駅デンパーク安城▷二本木公民館利用者▷桜井公民館利用者▷西部公民館利用者▷桜井ロングゴルフ▷松栄運輸(株)▷福釜町内会▷コープあいちコープ安城よこやま▷社会福祉会館利用者▷北城屋百石店▷昭林公民館利用者▷(株)マルヤス物流サービス▷安城市民生委員児童委員協議会▷稲穂▷北城屋アンディ店▷JAあいち中央でんまあと安城北部▷JAあいち中央でんまあと安城西部▷中村富士子▷鳥居弘美▷匿名

介護者のつどい

日 時	場 所
4月9日（土） 午後1時30分～3時	北部福祉センターホール ☎97-5000
4月19日（火） 午前10時～11時30分	中部福祉センター集会室 ☎76-0090
介護者おしゃべりサロン 4月2日（土） 午後1時30分～4時	社会福祉会館会議室 ☎77-2941

シニア介護予防講座 「フレイル予防について学ぼう！」

年齢を重ねるごとに心身が虚弱な状態になることを「フレイル」と言います。要介護状態になる前にフレイル予防に取り組み、健康寿命を延ばしましょう！

日 時	場 所
4月6日（水） 午後2時～3時 30分	作野福祉センター
4月8日（金） 午前10時～11時 30分	中部公民館 ※中部福祉センターではありません
4月12日（火） 午後2時～3時 30分	西部福祉センター
4月15日（金） 午後2時～3時 30分	桜井福祉センター
4月18日（月） 午後2時～3時 30分	アンフォーレ
4月19日（火） 午前10時～11時 30分	北部福祉センター
4月21日（木） 午前10時～11時 30分	明祥プラザ
4月27日（水） 午前10時～11時 30分	安祥福祉センター

■対 市内在住の概ね65歳以上の入

■定 各会場15名（先着順）

■講 地域包括支援センター職員（保健師など）

■申 3月1日（火）から開催日前日までの午前9時から午後5時までに、社会福祉会館2階窓口または電話にて受付。（土・日・祝日は除く）

■問 介護予防係 ☎（77）7896